

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

◁ 非常勤役員に対する報酬は年俸制に

Q: 非常勤役員の報酬は年俸制にした方が決算対策になるそうですね。

A: 非常勤役員に対する報酬を年俸あるいは期間俸にすることで、1年分先送りができるからです。決算対策になるとともに自社株対策にもなります。

役員に対する賞与は損金不算入とされるのはご周知のとおりです。ところで、賞与とは臨時的な給与のことを言いますが、臨時的な給与でも次のものは賞与には該当しません。

- (1) 他に定期の給与を受けていない者に対して、継続して毎年所定の時期に定額を支給する旨の定めに基づいて支給されるもの
- (2) 退職給与

よって、非常勤役員に対して、年俸とか期間俸といった形で報酬を年1回とか2回、毎年、所定の時期に定額を支給する場合には、臨時的な給与でも賞与にはならないのです。

この方法により、継続適用を条件として、非常勤役員の1年分の報酬が先送りすることが可能となり、その分、所得金額が減少し、節税になります。

(注意点)

- ① 対象となる非常勤役員は親族である方がよろしいでしょう。
- ② 役員報酬規定の変更が必要です。

